

会議録

会議の名称	西東京市立学校給食運営審議会（第6回）
開催日時	平成31年2月14日（木）午後2時30分から午後4時30分
開催場所	西東京市立谷戸小学校 ランチルーム
出席者	（委員）中村副会長・奥田委員・小林委員・伊藤委員・横張委員・新出委員・福田委員・押見委員・鈴木委員・金澤委員・緒方委員・金木委員・清水委員・皆川委員 （欠席）松平会長・勝山委員 （事務局）等々力学校運営課長・近藤・石部・越川
議題等	<議題> 1 ひばりが丘中学校の自校式給食について (1) 栄養士の配置について (2) 食物アレルギー対応について (3) 家庭弁当選択制の継続について (4) 給食費の徴収方法と返金方法について
会議資料の名称	1 中学校自校式給食検討部会 報告
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>・学校運営課長挨拶 出席委員14名、委員数16名で過半数に達しているため、本審議会の成立を確認 前回会議録は、配付物のおりとするこの確認。</p> <p>議題1 ひばりが丘中学校の自校式給食について</p> <p>○副会長 自校式給食検討部会は、本日までに計3回開催し、大きく分けて4つの項目について検討したとのことである。今日の会議では、項目ごとに部会での検討結果の報告を受け、審議会委員の意見を伺うという形で進めたい。 まずは検討項目について報告を求める。</p> <p>○委員 部会の開催について報告する。資料の1頁。 部会は、11月27日、12月20日、そして2月4日の3回行った。部会の委員は、資料に記載のとおり。 今回の部会で話し合う項目については、資料の「検討する項目」記載のとおりで、前回の審議会での意見のほか、部会の検討において必要と考えられる項目を追加している。</p> <p>○副会長 ここからは、部会の報告を受けて審議会での質疑と意見を加えていきたい。 まず、検討項目の11項目について、前回の審議会はこちらから依頼した項目は入っているようだが、さらに追加してほしい項目はあるか。</p> <p>○委員 検討項目に「各種時間の調整」があるが、前回話題に出た、喫食時間についてなどの内容も含むと解釈してよいのか。</p> <p>○事務局 部会ではまだその項目まで進んでいないが、そういったことも含めて検討していくと理解してほしい。</p> <p>○委員 前期の会議でもあったと思うが、ひばり中が中学校で初めて自校式になるにあ</p>	

たって、中学校で単独給食の場合と親子給食の場合で、食育の比較評価をしていって欲しいという意見があったと思うが、それは検討課題のどの項目になるのか。

○事務局 それについては、現在検討予定の項目には入っていないため、部会で確認する。

○副会長 では、検討する項目については、只今の項目を含めた上で、引き続き進めてほしい。

次に、具体的な内容の報告を受ける。1 栄養士の配置について、の報告を求める。

○委員 栄養士の配置について、部会での検討結果を報告する。資料の2頁。

この項目では、栄養士の配置が必要かどうか、配置する栄養士の仕事内容、雇用形態、自校式給食実施校の特色を生かした食育指導と他校とのバランスの考慮、などについて検討した。

栄養士の配置については、全員一致で「栄養士の配置は必要」という結論になった。その上で、どのような仕事内容になるのかを検討するため、小学校と中学校の栄養士の配置について確認した。

小学校は、東京都の正規職員9名と、西東京市の正規職員9名が配置されており、勤務時間は1日7時間45分である。東京都の栄養士の配置基準は、2校に1人ということのため、合併前の田無市と保谷市ともに、市で雇用した栄養士を配置してきた。

中学校は、市民嘱託員が9名配置されており、勤務時間は1日6時間で、毎日の勤務時間の差は1時間45分だが、1ヶ月に20日勤務したとすると、その差は35時間になる。

また、小学校と中学校の栄養士の仕事内容の大きな違いは、小学校では献立の作成や食材の発注業務があり、給食室の衛生管理を行っていることである。他区市では、2校に1名配置された栄養士が、2校分の献立を作成していたり、教育委員会に栄養士を配置して標準献立を作成し、市内統一献立としているところもあるという情報もあったが、部会としては「西東京市の学校給食は、各校に配置された栄養士が献立を作成するのが伝統的な特色であるから、中学校給食においても同様としてほしい。従って、配置する栄養士の仕事内容は、小学校の単独委託校の栄養士の仕事をベースとすることがよいのではないか。」という結論に至った。

また、栄養士の配置の形態は、現在の小学校のような配置が理想だが、配置の形態は、財政状況にも左右される問題のため、仮に非常勤の栄養士が配置された場合には、やりきれない仕事を学校内の誰が行うのか、他区市の状況も参考に調査研究しておく必要があることも確認した。

次に、自校式給食の特色を生かした食育指導と他校とのバランスの考慮について検討した。一例として、生徒が栽培した野菜を給食で使用するという活動や職場体験の際に給食室の仕事を体験することも可能だという意見、また、校内で給食を作っているという実態から、給食を調理している様子が見えやすいため、感謝の気持ちを持つような働きかけをおこなう事ができる、等の意見が挙げられた。ただし、これらは自校式に限らず親子校でも工夫次第で可能であろうとの意見集約となったところである。

○副会長 質問を受けたい。

○委員 報告の資料の内容について質問である。検討経過の仕事内容の比較に記載されている、中学校の「給食準備」という項目は、具体的にどの作業を指しているのか。

○副会長 栄養士に回答を求める。

○委員 具体的には、配膳の手伝いや、各クラスで滞りなく配膳が出来ているかを確認するような作業になると考える。

○委員 そうすると、「給食準備」でなく、「配食準備」と表現すると具体的な作業が見えてくるのではないかと思う。また、仕事内容の比較で、「その他の事務」という表記も、献立作成や発注業務のことを指していると思うが、相当の時間がかかる部分であるので表記していった方がよいと考える。さらに結論のところ、「自校式給食

の特色を生かした食育指導」という部分に、学校教育において、学校の特徴を生かした食育を強化するためにも必要である、という文言も足すとよいかと思う。

- 副会長 指摘のあった部分は、表現をさらに具体的にしていけるとわかりやすいということであったので、表現を確認してほしい。
- 委員 栄養士を配置する理由として、西東京市では各校の献立作成が伝統的、ということだが、給食費の面から考えると、統一献立にした方が給食費が安くなるのではないのかと思う。統一献立にすると栄養士の負担も少なくなるが、そこはどう考えているのか。
- 事務局 給食費に関しては、3回の部会では議論していないが、給食費の単価は決まっているため、食材を一度に購入して共通の献立にするということが、必ずしも給食費の削減ということには繋がらないのではないか。また栄養士の働き方として、統一メニューにし、別のことに時間を割くことができるということはあるかもしれないが、部会では、各校でメニューを作ることが学校の特色を出すことに繋がるということで、今のところその伝統を崩すという結論にはならなかった。
- 委員 教員として、年々アレルギー対応の児童が増えてきていると感じている。栄養士が配置されないと担任なども対応に困る場合も出てきてしまうと思うため、配置は必要であると考えます。
- 委員 栄養士としては、各校に配置され、特色を出せることによってやりがいを感じることができるという部分もあると思うので、今回の栄養士配置に関しても賛成である。
- 委員 栄養士が配置されるというのは賛成である。栄養士を2校に1人配置の自治体もあるようだが、普段から学校に栄養士がいることで、細かな対応をしてもらっていると感じる。食物アレルギーは命に関わることであるので、今後のことは財政状況に左右されると言っても、あまり簡単に削減するということを考えずに、栄養士は配置するという方向にして欲しい。
- 委員 栄養士がいることで、教員の負担が減り、また安全に対応ができるという部分もあると思うので、専門職としての栄養士をきちんと配置して欲しい。また、各校に配置されて献立を作成することで、栄養士が自ら責任を持って調理過程にも関わっていけると感じる。各校配置でなくなると、ただ、出来上がったものをチェックするだけの人になってしまうのではないのかと思う。
- 委員 栄養士が学校に配置されない可能性があったことに驚いている。各校ごとの、行事を反映する献立は卒業しても思い出に残ることであり、この伝統は続けていって欲しい。
- 委員 栄養士が配置されない学校が出てくると、残念だと感じる。各校とも栄養士はとて工夫して献立を考えてくれていると感じる。
- 委員 自分自身は他の区で栄養士の嘱託員をしている。月に16日、週に4日ほどの勤務日数で、小学校と中学校とも業務をしたことがあるが、一人で1校を担当している。業務としては、報告書にある小学校の業務とほぼ同じで、発注や給食費会計もしていたので、嘱託員でもできない内容ではないと思っている。献立については、勤務している区ではベースの献立があり、それを各校の栄養士がアレンジして出しているという状況で、一から献立を立てるよりは負担が減っているのかと感じる。
- 委員 栄養士の配置も重要だと思うが、実際に作るのは調理員だと思う。給食の質を一定にするという意味で、調理員のレベルを統一したりなどはしていないのか。
- 事務局 調理委託している学校に関しては、仕様書に調理員の人数とその内の正社員の配置人数を定めている。また市職員が調理員をしている学校では、特に規定などはないが、皆長年勤めている職員であるので、質という意味では保たれていると考えている。
- 委員 栄養士の配置の意義についてだが、教育的意義もあるが、学校保健的意義もあ

ると思う。学校によって、肥満や痩せの子ども達の割合や朝食の欠食率などが変わるので、養護教諭と連携して、各校の課題を解決していくために献立を工夫しているところもある。そういった意味で、栄養士配置に関して、学校保健的意義も盛り込めたらよいと考える。

○委員 栄養士の配置は必要だと考える。只今の、養護教諭との連携のためには栄養士が必要だと思う。配置は財政状況によっても思うが、やはり正規職員と嘱託員では勤務時間が違い、できる業務の範囲も差が出てくると思うので、できるだけ正規職員の配置がよいと考える。

○委員 栄養士はアレルギー対応や給食費会計など幅広い業務をしている。今後の検討の際に他の項目も小学校の単独校の形態に合わせていくのであれば、正規職員の配置が必要であると考えます。

○副会長 委員の意見を伺って、審議会の議論としては、食物アレルギーへの対応等の学校保健との連携、また調理員のマネジメントや会計に関して、専門職である栄養士の配置が必要である、ということであった。部会と同様、配置は必要であり、仕事内容は小学校単独委託校の仕事内容をベースとするという意見に異議はないか。

(「異議なし」)

○副会長 異議はないようなので、そのようにする。

続いて、2 食物アレルギー対応について、報告を求める。

○委員 食物アレルギー対応について報告する。資料の3頁。

この項目では、現在の西東京市立学校の食物アレルギー対応を確認した上で、ひばりが丘中学校において除去食対応をするかどうか、食物アレルギーに係る給食費の返金についてを議題とした。

まずは、自校式となったひばりが丘中学校で除去食対応を行うかどうかについて検討した。現在の西東京市では、小学校は除去食を提供し、中学校では、調理校の給食室の状況や、調理する場と給食を受け取る側が離れていることを考慮し除去食の提供を行っていない。今回、ひばりが丘中学校の校舎を2年間仮使用している中原小学校では、除去食を提供しており、ひばりが丘中学校が引越してきたあとも、物理的に除去食の提供が可能であることから、自校式となったひばりが丘中学校でも、除去食を提供するべきではないか、という結論に至った。

この結論によれば、除去食について他8校との差が生まれることになるが、部会としては、他の8校においては、親子給食のため除去食対応ができない理由を丁寧に説明していくことが大切であるという意見にまとまった。

また、ひばりが丘中学校で除去食を提供することになれば、教育委員会が作成しているアレルギー対応指針や、学校で作成しているアレルギー対応のマニュアルの変更等、校内外の体制を整えていく必要があり、しっかりと準備していかななくてはならないとの意見も挙がった。

続いて、アレルギー対応に係る給食費の取扱いについて検討した。飲用牛乳は、小中ともに除去した場合は返金の対象としているが、食事の部分については対応が異なる。小学校は、主食、主菜、副菜など、全てを喫食しなかった場合には返金の対象としているが、中学校では喫食の有無に関わらず返金を行っていない。小学校において、このケースに該当して返金するのは稀なケースではあるようだが、ひばりが丘中学校においてのみは、小学校と同じルールで返金を行うことが適当、との結論に至った。

○副会長 質問を受ける。

○委員 校内での体制を整えるという部分について、中学校で初めてアレルギー除去食対応をしていくというのは、とても大変だと思う。現在は、嘱託員が1名とのことだが、今後の人員については具体的にどこまで検討されているのか。

○事務局 現時点での結論は、現在の東京都の配置基準に従い、正規職員の配置を求め

るつもりである。ただ、校内での体制については、栄養士のみが考えていくことではないため、審議会からの意見具申などを受けて検討していくことが必要だと考えている。

○委員 ひばり中の学区は、中原小も含めて建物も新しくなったり、かなり学校の環境が良くなっていると感じている。市として、よい面を押し出して、転入を増やすなどの施策もあるのかもしれないが、ひばり中で除去食対応を始めるとなると、ひばり中以外の学校に通っている食物アレルギーの子を持つ保護者としては、その差が気になってくるところではある。

○委員 校内の体制については、具体的にどういった内容なのかが知りたい。

○事務局 現在、学校ごとにアレルギー対応指針・マニュアルがあるが、それを修正していくという部分に多くの時間がかかると思う。また除去食対応をどういう流れで行うか、全職員シミュレーションしていく必要もある。

○委員 保護者からのお願いではあるが、現在、我が子は食物アレルギーで除去食対応をしており、いつも学校の先生には面談など細かな対応を受けているが、先生が食物アレルギー対応にかなりの神経を使っていて、負担になっているということも聞く。そこで、新しく除去食を始めるに当たっても、先生方まかせでなく、今同じ施設を使っている中原小に協力してもらうなどして、先生方の負担にならないように準備を進めてもらいたい。

○副会長 ひばり中で除去食を提供するとのことだが、これから他の親子給食の中学校からも除去食を提供して欲しいとの要望があがってこないとは言えない。その点は、まだ2年あるので、できる、できないに関わらず、詳細に検討した方が良いと思うが、可能か。

○事務局 部会においては、ひばり中の自校式給食についてを中心に検討してきたため、他校については結論に至らなかった。しかし、他校からはいろいろな意見が出てくることもあろうかと思う。親子給食校の除去食対応はすぐには難しいが、どういう方法ならできるのか、他自治体の事例研究や予算的なことも含めて検討して、説明していきたいと考えている。

○副会長 では、ひばりが丘中学校の食物アレルギー対応については、部会の結論に賛成の方が多いようなので、審議会の結論も部会と同様とすることに異議はないか。

(「異議なし」)

○副会長 異議はないようなので、そのようにする。

続いて、3家庭弁当選択制の継続について、説明を求める。

○委員 家庭弁当選択制の継続について報告する。資料の4頁。

この項目では、現在の中学校給食の申込み率や家庭弁当選択者の理由を確認した上で、家庭弁当選択制を継続するかどうかを検討した。平成29年度の中学校給食の申込み率は95%を超えており、ほとんどの生徒が給食を選択している。

一方で、中学校給食のアンケート結果からわかるように、色々な理由で家庭弁当を選択している生徒がいることも事実である。部会では、そうした生徒のために、家庭弁当という選択肢を残した方がよいのではないかと、との考えから、家庭弁当選択制は継続することが適当、という結論に至った。また、家庭弁当を選択している生徒の給食当番も継続した方がよいとの意見も挙げた。

○副会長 質問を受ける。

○委員 家庭弁当持参の生徒も、給食当番をするというのはなぜなのか。

○委員 学校の班活動の中に当番活動も含まれており、家庭弁当の生徒だけ班活動をしないということは望ましくないためである。食物アレルギーがひどい生徒は、メニューにより当番をしないということには配慮している。

○委員 給食当番の活動は、食育としても、給食当番をすることで盛り付けの位置・適量や献立のバランス、食文化そして衛生管理を学べるという点で教育的な意義があ

る。

- 副会長 では、この件については、審議会の結論も、部会と同様とすることに異議はないか。

(「異議なし」)

- 副会長 異議はないようなので、そのようにする。

最後に、4 給食費の徴収方法と返金方法について、報告を求める。

- 委員 給食費の徴収方法と返金方法について、部会での検討結果を報告する。資料の5頁。

この項目では、小学校と中学校の給食費の徴収率を確認した上で、学期毎の前納制を継続するかどうか検討し、食数変更の受付日や返金の対象となる日の考え方の整理を行った。

給食費の前納制を継続するかどうかについてであるが、給食費の徴収率は、小学校で99.90~99.96%、中学校は100%である。検討する中で中学生の子どもが複数いる家庭では、学期毎の支払いは一時的に負担が増えるため厳しいという声があるとの意見もあったが、未納が発生しない今の方法は変えない方がよいとの考えから、学期毎の給食費の前納制は継続することが適当、との結論に至った。

次に、食数変更の受付日や返金の対象となる日の考え方について、検討した。現在、転出入等による給食数の変更や、学級閉鎖時の返金時のルールは、小学校と中学校で異なる部分がある。小学校では、献立作成や食材の発注を行う栄養士が校内にいるため容易だが、中学校の食数の変更や学級閉鎖は中学校から連絡が来て初めてわかるため、親子給食を開始する際に、全中学校統一のルールを作成した。

ひばりが丘中学校が自校式になれば、小学校と同様の対応が可能になることから、ひばりが丘中学校では、小学校と同じルールを適用することが適当、という結論に至った。

- 副会長 質問を受ける。

- 委員 ひばり中は自校式になるため、小学校のルールを用いることになるかと思うが、給食費の徴収に関してだけは小学校と違うようである。これは、中学校の会計の問題になるため、小学校のルールと違っても問題ないということなのか。未納がなくなるという意味では前納制でよいと思うが、これは中学校が学期ごとの申込なので栄養士の業務として小学校と違うということか。

- 委員 中学校は学期ごとに事前振込みをして申込むので、小学校とは給食費に関しての業務は異なってくるため、小学校と同じにはならないのではないかと思う。

- 委員 未納がないと、栄養士としては、事前にどれだけの金額が使えるのか分かるため、献立作成はしやすくなり、連絡や調整の業務が減るのでよいと思う。

- 副会長 小学校と中学校で給食費徴収に関しては違いが出てくるということだが、やはり、未納となると事務作業や時間的にも負担がかなり大きくなる。現在の未納が発生しない方法を継続していくということが部会の結論である。

- 事務局 返金についても、部会で話題にはしたが、議論しきれなかったため、この場で確認してほしい。返金の対象となる日の考え方について、部会の検討結果では、ひばり中は小学校に合わせていくという結論であったが、アレルギー対応同様ひばり中だけ先行するということになると、他の中学校についても再度検討して欲しいという意見が出てくるのではないかと思っている。現在、小学校と中学校でルールが違うのは、親子給食を開始する際に分かりやすくするために小・中を分けて考えたものであり、運用してきてみて、ルールを見直す必要があるのではないかと考えている。

- 委員 資料について補足したい。4 給食費の徴収方法と返金方法についての(2)食数変更の受付日や返金の対象となる日の考え方について、給食数の変更は小学校は「随時対応」となっているが、これは申し出があった当日にすぐできるという意味ではなく、少なくとも申し出を受けた2日後からなど、発注の都合により数日必要である。

- 委員 対象となる日の根拠となる事柄を、さらに詳細に説明していく必要があると感じる。例えば、学級閉鎖時の返金に関しては、学級閉鎖の決定日から2日後からということだが、その間に食材の発注を止めることが必要であるとか、そういったことをもっと細かく伝えてもよいと思う。
- 委員 返金に係る事務に係る手間を考えると、返金があることに驚いている。難しいとは思いますが、給食の返金は希望者だけにしたらよいのではないか。
- 委員 給食数の変更について、中学校だと5日かかってしまうのはなぜなのか。
- 事務局 過去の経験による日数だとは思いますが、しかし、食数の変更日数や返金のルールも含めて、小学校で対応できて中学校で出来ないとなっていることを、細かく再検証して、本当に妥当な日数や時間はどれくらいなのか検討していく必要があるかと思う。
- 副会長 お金に関することは、個々人でいろいろな考えがあることと思うが、返金できる部分に関しては、一律に返金をすると決めている。返金のルールに関しては、ひばり中と他校との温度差も出てくると考えられるので、引き続き、納得が得られるような説明も含めて再確認していくということを意見書に盛り込む、ということではよろしいか。
- （「異議なし」）
- 副会長 異議はないようなので、そのようにする。
では、本日はこの程度とする。
次回も、部会の検討結果を受けてその内容について審議していく予定である。次回の会議の予定について、事務局から説明して欲しい。
- 事務局 次回の審議会は5月の連休明け以降を予定している。また詳しい日付は通知にてお知らせする。
- 閉会
- 副会長 本日の会議を散会する。